

石川県公報

平成 23 年 6 月 10 日

第 1 2 3 9 7 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		選挙管理委員会	
随意契約の相手方等	(競馬総務課) 1	県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	5
県道の供用の開始	(道路整備課) 1	県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	5
公 告		県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	6
特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(県民交流課) 2	県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	6
予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(健康推進課) 2	労働委員会	
入札公告	(産業立地課) 2	石川県労働委員会あっせん員候補者の委嘱	6
国土調査の成果認証公告	(経営対策課) 4		
県営土地改良事業の工事完了公告	(農業基盤課) 4		
公安委員会			
警備員検定の実施公告	4		

告 示

石川県告示第259号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号) の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成23年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成23年度金沢競馬販売促進事業委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県競馬事業局競馬総務課
金沢市八田町西1番地
- 契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社 ケイ・シー・エス
石川県金沢市南町2番1号
- 随意契約に係る契約金額
48,385,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第10条第1項第1号の規定に該当するため

石川県告示第260号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年6月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成23年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
鶴来水島 美川線	能美郡川北町字三反田北12番1地先から 能美郡川北町字土室16番37地先まで	平成23年6月10日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成23年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日
平成23年5月31日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 なたうち福祉会
- 代表者の氏名
長田 和之
- 主たる事務所の所在地
七尾市中島町上畠3の151番地
- 定款に記載された目的
この法人は、七尾地区高齢者及び障害者に対して、介護や日常生活支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
清 水 正 樹	白山市倉光三丁目8番地 白山石川医療企業団 公立松任石川中央 病院	平成23年3月31日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 一般競争入札に付する事項
 - 委託業務名
金沢港物流調査業務委託
 - 業務内容

アンケート調査等による物流実態調査

(3) 履行期間

契約締結の日から平成24年3月9日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、この委託に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 県の指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 行政機関が発注したアンケート調査等による物流調査、動向調査、社会調査等の調査業務を受託し、及び履行した実績(再委託による業務実績は含まない。)を有すること。

3 入札参加資格の確認手続き等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、1(ア)の提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成23年6月10日(金)から同月16日(木)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部産業立地課港湾活用推進室

エ 提出方法 持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、平成23年6月20日(月)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部産業立地課港湾活用推進室

電話 076-225-1516

(2) 交付期間

平成23年6月10日(金)から同月16日(木)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成23年6月21日(火)午前11時

(2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎 12階1211会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (4) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (5) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続き等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成23年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調査を行った者の名称

鹿島郡中能登町

2 調査を行った期間

平成20年4月25日から平成23年2月8日まで

3 成果の名称

鹿島郡中能登町（西馬場、藤井、小田中及び良川の各一部）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

鹿島郡中能登町西馬場ユ、ト甲、ト乙、ニ、ホ、ヘ、チ、リ、ヲ、ワの各全部及びフ、コ、シの各一部並びに藤井イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各全部及びト、ツの各一部並びに小田中井、原山分壱、原山分四乙の各全部及びち、り、ウ、ノ、ク、ヤ、原山分四甲の各一部並びに良川ろ、り、へ、ト、チ、ムの各全部及びり、ヌ、ル、ウ、ラ、五号、六号の各一部

5 認証年月日

平成23年5月27日

県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成23年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	施行地区名	工事完了年月日
老朽ため池整備事業	塩浜地区	平成23年3月10日

公 安 委 員 会

警備員検定の実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により次のとおり公示します。

平成23年6月10日

石川県公安委員会

1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに受検定員

貴重品運搬警備業務 1級 定員 30人

2 検定実施日時

平成23年9月11日(日) 午前10時から午後5時まで

3 検定実施場所

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部

4 検定受験資格

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 石川県公安委員会が、(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定申請の手続

(1) 受付期間

平成23年8月22日(月)から同年8月26日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書の提出先

ア 住所地を管轄する警察署

イ 検定申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 4の検定受験資格があることを証する書面

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

エ 住所地を管轄する警察署に提出する者にあつては、申請者の住所を疎明する書面

オ 検定申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者にあつては、申請者が当該営業所に属することを疎明する書面

6 受検手数料

受検手数料16,000円を石川県証紙により納入すること。なお、既納の受検手数料は還付しない。

7 受検票の交付

検定申請書を提出したのに対しては、後日提出先の警察署において受検票を交付する。

8 成績証明書

検定終了後、検定合格者に成績証明書を交付する。

9 問い合わせ先

石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可指導係

電話 (076) 225 - 0110 (内線3023)

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成23年6月10日

石川県選挙管理委員会

18,923人

石川県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成23年6月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,355人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 55 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成23年6月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	120,768人
七 尾 市 選 挙 区	16,354人
小 松 市 選 挙 区	29,067人
輪 島 市 選 挙 区	8,960人
珠 洲 市 選 挙 区	5,025人
加 賀 市 選 挙 区	20,241人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,770人
か ほ く 市 選 挙 区	9,379人
白 山 市 選 挙 区	30,243人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,298人
石 川 郡 選 挙 区	12,401人
河 北 郡 選 挙 区	16,868人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,629人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,403人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,973人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 56 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成23年6月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,355人

労 働 委 員 会**石川 県 労 働 委 員 会 告 示 第 1 号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき、次の者を石川県労働委員会あっせん員候補者に委嘱しているため、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により告示する。

平成23年6月10日

石川 県 労 働 委 員 会

氏 名	現 職	備 考
中 村 明 子	弁護士	現委員
俣 田 明 佳	弁護士	〃
小 倉 正 人	北國新聞社論説委員会論説副主幹	〃
中 山 博 善	金沢大学人間社会研究域法学系教授 弁護士	〃
稲 手 信 次	(社福) 石川県社会福祉協議会専務理事	〃
柴 田 康 廣	連合石川副会長 U I ゼンセン同盟石川県支部	〃
柚 木 光	連合石川副会長 石川県教職員組合執行委員長	〃
光 林 邦 彦	連合石川副会長 J A M 北陸副執行委員長	〃
南 高 広	連合石川副会長 石川県私鉄バス労働組合協議会議長	〃
狩 山 久 弥	連合石川事務局長	〃
永 山 憲 三	(株)大日製作所代表取締役社長	〃
吉 田 國 男	ヨシダ印刷(株)代表取締役会長	〃
竹 中 助 典	(社)石川県経営者協会専務理事	〃
中 村 敬	(株)東振精機代表取締役社長	〃
小 田 孝 信	(株)加賀屋代表取締役社長	〃
太 田 哲 二	石川県労働委員会事務局長	現職員
江 川 俊 信	石川県労働委員会事務局次長	〃

